

証券コード 8425  
2020年6月3日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門一丁目2番6号  
**みずほリース株式会社**  
代表取締役社長 本山博史

## 第51回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第51回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点および株主様の健康・安全確保の観点から、本株主総会につきましては、株主総会当日のご来場にかえて、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。

**お手数ながら後記の「株主総会参考書類」(38頁から43頁まで)をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませようようお願い申し上げます。**

[書面(郵送)による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2020年6月23日(火曜日)午後5時20分までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

後記(44頁から45頁まで)の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、「スマート行使」による方法、又は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト(<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)にアクセスしていただく方法の何れかで、2020年6月23日(火曜日)午後5時20分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、議決権行使書とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。

敬 具

招集ご通知がスマホでも！



パソコン・スマートフォン  
からでも招集ご通知がご覧  
いただけます。

<https://p.sokai.jp/8425/>



**お土産のご用意はございません。**

**何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。**

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

1. 日 時 2020年6月24日（水曜日）午前10時  
（開場は午前9時を予定しております。）
2. 場 所 東京都港区虎ノ門二丁目9番16号  
日本消防会館 2階 ニッショーホール  
※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
3. 会議の目的事項  
報告事項 第51期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
  
決議事項  
第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役2名選任の件  
第4号議案 監査役1名選任の件  
第5号議案 取締役の報酬等の額改定の件
4. 議決権の行使についてのご案内  
(1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。  
(2) 議決権の不統一行使される場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令および当社定款第15条の定めにより、インターネット上の当社ホームページ（<https://www.mizuho-ls.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
- なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知の添付書類記載のもののほか、インターネット上の当社ホームページに掲載しております「連結注記表」および「個別注記表」も含まれております。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合には、当社ホームページ（<https://www.mizuho-ls.co.jp/>）において掲載いたしますのでご了承ください。

#### 〈株主様へのお願い〉

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社のホームページ（<https://www.mizuho-ls.co.jp/>）より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。  
（ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。）
- ・会場入口付近で検温させていただき、発熱があると認められる株主様、体調不良と思われる株主様、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
- ・株主総会の運営スタッフは、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。

(添付書類)

# 事業報告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

## 1. みずほリースグループ（企業集団）の現況

### (1) 事業の経過およびその成果

#### 当社グループを取巻く環境

2019年度の経済環境は、世界経済・日本経済ともに、緩やかに成長いたしました。各国の貿易政策を巡る下押しに加え、年明け以降の新型コロナウイルスの世界的な蔓延により、先行きについては景気低迷の懸念が急速に強まっております。

また、金融市場では金融緩和政策が継続されるなか、長期金利、短期金利ともに引き続き低位で推移いたしました。

リース業界におきましては、新型コロナウイルスの蔓延による影響はありながらも、リース取扱高は情報通信機器の取り扱い増加等により、前年度を上回る実績となりました。

#### 事業の経過およびその成果

当社グループは、2019年4月より2023年度までの5年間を計画期間とする第6次中期経営計画を開始いたしました。この計画に基づき、お客様と共同での事業推進と社会構造・産業構造の変化を捉えた注力分野への取り組みを加速するとともに、みずほフィナンシャルグループならびに丸紅グループとの連携・協業による事業基盤の拡充と新たな事業領域への挑戦を行ってまいります。また、最終年度の連結数値目標として「親会社株主に帰属する当期純利益300億円」、「グローバル分野の残高2019年3月末比3倍」および「配当性向25%以上を目指す」を掲げ、当社グループのさらなる成長とステークホルダーに提供する価値の向上を目指しております。

2019年度はみずほフィナンシャルグループならびに丸紅グループとの連携体制の構築に注力し、第6次中期経営計画で掲げる戦略を実行してきた結果、契約実行高は1兆2,824億38百万円、営業資産残高は2兆903億5百万円となりました。最終年度の連結数値目標に対しては次表の実績となり、親会社株主に帰属する当期純利益は175億12百万円と7期連続で最高益を達成いたしました。

指 標	2018年度実績	2019年度実績	最終年度（2023年度）の 数値目標
親会社株主に帰属する当期純利益	165.94億円	175.12億円	300億円
グローバル分野の残高*1	1,425億円	2,348億円	2019年3月末比 3倍
配 当 性 向	20.1%	22.7%*2	25%以上を目指す

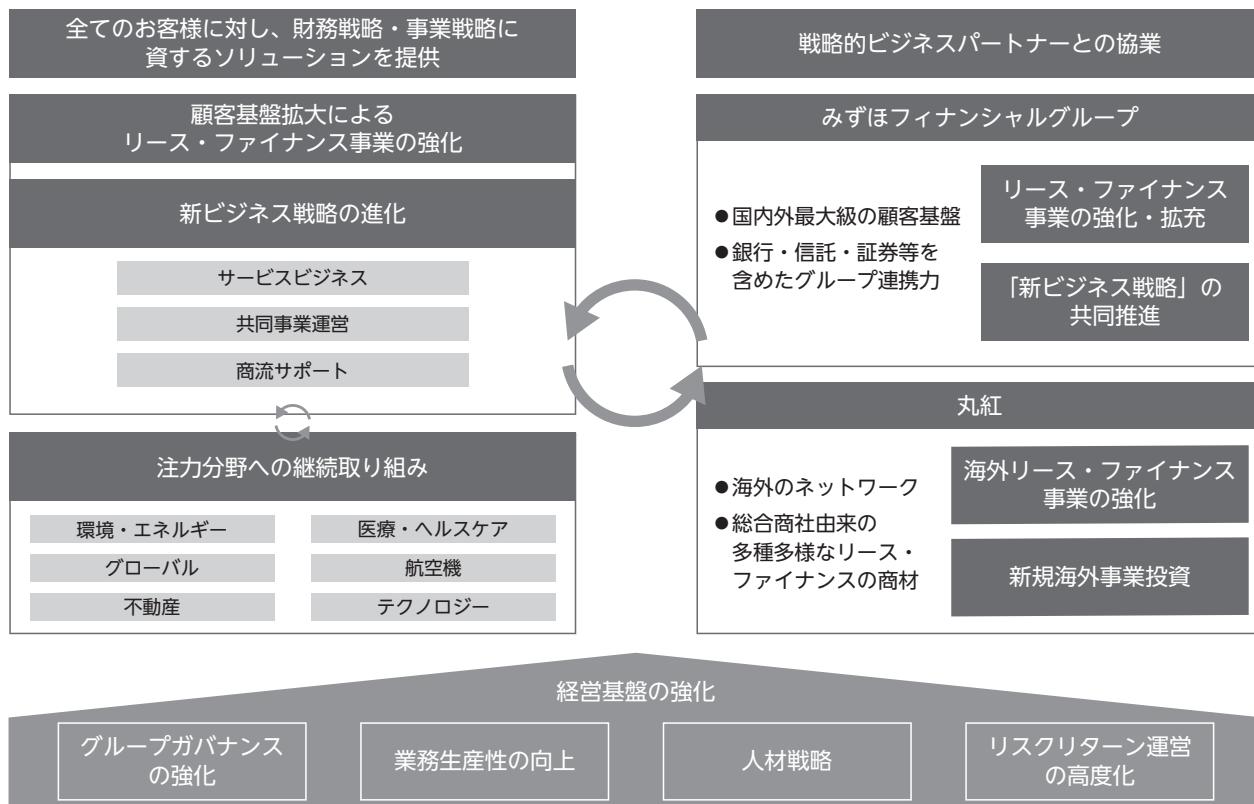
\*1 グローバル分野の残高は、グループ会社が保有する営業資産を含みます。

\*2 株主総会でのご承認を前提とさせていただいた数値です。

### （営業および損益の状況等）

2019年度につきましては、第6次中期経営計画で掲げるビジネス戦略を着実に実行してまいりました。当社グループは「モノ」に関する広範な知見と高度な金融ノウハウを用いて、お客様の事業推進に資するソリューションを提供し、社会構造・産業構造の変化を背景とした成長が見込める注力分野で事業を拡大してまいりました。これらの取り組みを既存のお客様に加えて、みずほフィナンシャルグループのお客様に展開することで、一層の事業基盤の拡大を図っております。さらに、当社グループの飛躍的な成長のためには、グローバルな営業・事業基盤の拡充が必要との認識のもと、丸紅グループとの協業を進めております。

<第6次中期経営計画（2019年度～2023年度）の概要>



注力分野の取り組みについては、環境・エネルギー分野では、風力発電設備のリースやお客様と協働した太陽光発電を用いた自家消費型エネルギー供給サービスの展開、株式会社みずほ銀行と連携したバイオマス発電プロジェクトへのファイナンス等、再生可能エネルギー領域での取り組みを強化いたしました。

医療・ヘルスケア分野では、医療・介護施設で導入される設備のリースを中心に、国内ではメーカーと協働で介護施設向け省人化機器のレンタルサービスを新たに開始し、海外ではフィリピンで現地医療機器販社向けのベンダーファイナンスサービスを手掛ける等、ビジネス領域を拡充しております。

不動産分野では、有力な事業者が手掛けるREIT向けに物流施設・倉庫などを対象としたブリッジ案

件が伸長したほか、株式会社みずほ銀行およびみずほ証券株式会社と連携し、REITの物件取得に対する大型ファイナンスプロジェクトに参画いたしました。さらに、お客様の不動産戦略に沿い、工場・事業所・商業施設等の不動産ソリューションを提供しております。

航空機分野では、中長期的な市場成長が見込まれる同分野で事業基盤を拡大させていくために、高度なノウハウ・機能を持つプラットフォームが必要であるとの認識のもと、2020年3月に米国の大手航空機リース会社であるAircastle社の持分25%を取得し、同社を当社と丸紅株式会社の共同運営会社といたしました。

グローバル分野では、引き続きお客様の設備投資やファイナンスニーズの捕捉、ならびに海外でのインフラ整備ニーズを捉えたビジネスにも取り組み、さらに2020年3月には丸紅グループの完全子会社であった米国最大手の冷凍・冷蔵トレーラーリース・レンタル専門事業会社であるMAC Trailer Leasing, Inc. (現商号：PLM Fleet, LLC) の持分50%を取得し、同社を当社と丸紅株式会社の共同運営会社とする等、新たな事業領域へ進出しております。

契約実行高につきましては、リース・割賦セグメントの契約実行高は6,923億50百万円と前年度比26.0%増加しましたが、短期の商流ファイナンスの減少によりファイナンスセグメントの契約実行高が5,900億88百万円と同40.8%減少したため、全体では同17.2%減少の1兆2,824億38百万円となりました。営業資産残高は、リース・割賦セグメントでの増加により、前年度比3.4%増加の2兆903億5百万円となりました。

損益状況につきましては、売上高は不動産ブリッジ案件の満了に伴う物件の売却が増加したこと等により、前年度比40.1%増加の5,392億41百万円となりました。差引利益（資金原価控除前の売上総利益）は、注力分野への取り組みやみずほフィナンシャルグループとの協業をはじめとした第6次中期経営計画で掲げる戦略の推進ならびに投資物件の入れ替えに伴う売却収益が寄与したことで、前年度比で増加し、営業利益は同14.7%増加の262億75百万円となりました。経常利益は前年度営業外収益で計上した大口投資収益剥落を打ち返し、同10.3%増加の267億14百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は同5.5%増加の175億12百万円となりました。

純資産は期間利益の蓄積により引き続き増加し、1,957億80百万円となりました。

## (2) 対処すべき課題

今後の当社グループを取り巻く事業環境につきましては、世界経済・日本経済ともに、新型コロナウイルスの世界的な蔓延による景気減速が見込まれ、消費・生産活動の減退による企業業績への影響等、今後の動向には一層注意を要する状況にあると認識しております。このような状況ではありますが、より持続性の高い生産・サービス体制の構築や労働環境の改善等、企業のビジネスモデルの改善ニーズは、益々高まっていくものと見込んでおります。お客様のファイナンスニーズのみならず、事業に関わる多様な課題に対し、金融と事業会社の性質を併せ持つリース会社ならではの柔軟なソ

リユージョン提供により、当社グループは、現在推進中の第6次中期経営計画（2019年度～2023年度）に基づき、お客様と共同での事業推進と注力分野への取り組みを加速し、お客様との価値共創や海外での新たな拠点・事業展開に挑戦してまいります。

また、当社グループのさらなる飛躍のため、当社は2020年4月にリコーリース株式会社の株式の一部を取得し、株式会社リコーおよびリコーリース株式会社との業務提携を開始いたしました。大企業・中堅企業向けホールセール中心の事業基盤を有する当社と、中小企業向けベンダーファイナンス中心の事業基盤を有するリコーリース株式会社との間には、顧客層および事業領域の重複が少ないことに加えて機能補完性が高く、リコーリース株式会社が有するベンダーファイナンスやリテール向け金融サービスのノウハウやインフラの共通活用により、当社グループの成長を加速させてまいります。

当社グループは、全てのステークホルダーからの信頼と期待にお応えするため、企業の社会的責任（CSR）をはじめとし、ステークホルダーの皆様と共有できる価値を創造していくことで、持続的な社会の実現と企業価値の向上を目指しております。そのためには、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実、ならびに業務生産性の向上やダイバーシティを通じた社員がその能力を最大限に発揮できる環境の整備が必要であると認識しております。取締役会の実効性評価をはじめ、取締役会における意思決定のプロセスの透明性や実効性の向上に取り組み、コンプライアンスの徹底やリスクリターン運営の高度化など内部管理体制の強化にも努めております。加えて、女性活躍の推進ならびにITシステム投資や業務プロセスの改善による介護・育児と仕事の両立支援およびテレワークによる柔軟な働き方の推進等の実施により、さまざまな経験と能力に基づく多様な視点や価値観を有する人材が健康に活躍できる環境の整備を進めております。

株主の皆様におかれましては、引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### (3) 設備投資の状況

当年度に実施した主な設備投資は新規契約に伴うオペレーティング・リース資産の取得であり、その金額は1,873億16百万円であります。

### (4) 資金調達の状況

当年度に実施した資金調達は、主にリース、割賦、貸付など営業資産の取得に充当いたしました。この結果、当年度末の有利子負債は1,658億78百万円増加し2兆6億36百万円となりました。

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度 (当連結会計年度)
短期借入金	302,209	256,732
長期借入金	701,355	808,249
コマーシャル・ペーパー	609,800	669,100
債権流動化に伴う支払債務	115,615	131,221
社債	105,777	135,332
合計	1,834,757	2,000,636

#### (5) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社の連結子会社であるPT. VERENA MULTI FINANCE TbkとPT. IBJ VERENA FINANCEは、2019年7月23日付でPT. VERENA MULTI FINANCE Tbkを存続会社、PT. IBJ VERENA FINANCEを消滅会社とする吸収合併を行いました。

#### (6) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

- ① 2020年3月30日、当社の100%子会社であるMM WHEEL LLCは、PLM Fleet, LLCの議決権の50%（出資額の比率）を取得し、同社は持分法適用関連会社となりました。
- ② 2020年3月27日、当社の100%子会社であるTDP 1 Limitedが議決権の50%を保有するMM Air Limitedは、Aircastle Limitedの議決権の50%を取得いたしました。この結果、Aircastle Limitedは当社の持分法適用関連会社となりました。
- ③ 2020年4月23日、当社はリコーリース株式会社の議決権の20%を取得し、同社は持分法適用関連会社となっております。

## (7) 直前3事業年度の財産および損益の状況

(単位：百万円)

区 分	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (当連結会計年度)
売 上 高	429,405	399,738	384,893	539,241
経 常 利 益	18,789	19,964	24,226	26,714
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	12,414	13,643	16,594	17,512
1株当たり当期純利益	円 銭 291 08	円 銭 319 91	円 銭 388 64	円 銭 360 49
総 資 産	1,752,284	1,821,282	2,161,872	2,348,416
純 資 産	141,755	154,632	182,159	195,780

(注) 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を2018年度の期首から適用しており、2017年度以前に係る総資産の額については、当該会計基準を遡って適用した後の数値となっております。

## (8) 重要な子会社等の状況

### ① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
みずほ東芝リース株式会社	1,520,000,000 <sup>円</sup>	90.00 <sup>%</sup>	総合リース業
第一リース株式会社	2,000,247,621 <sup>円</sup>	90.03 <sup>%</sup>	総合リース業
みずほオートリース株式会社	386,000,000 <sup>円</sup>	100.00 <sup>%</sup>	自動車リース業
エムエル・エステート株式会社	10,000,000 <sup>円</sup>	100.00 <sup>%</sup>	不動産リース業
瑞穂融資租賃（中国）有限公司	30,000,000 <sup>US\$</sup>	100.00 <sup>%</sup>	総合リース業
PT. VERENA MULTI FINANCE Tbk	568,735百万 <sup>IDR</sup>	67.44 <sup>%</sup>	総合ファイナンス業
IBJ Air Leasing Limited	1 <sup>US\$</sup>	75.00 <sup>%</sup>	航空機リース業
IBJ Air Leasing (US) Corp.	100 <sup>US\$</sup>	75.00 <sup>%</sup>	航空機リース業

- (注) 1. ・2020年1月1日、IBJ東芝リース株式会社は、みずほ東芝リース株式会社に商号を変更いたしました。  
・2019年10月1日、興銀オートリース株式会社は、みずほオートリース株式会社に商号を変更いたしました。  
・2019年10月1日、ケイエル・リース&エステート株式会社は、エムエル・エステート株式会社に商号を変更いたしました。  
・2019年12月30日、興銀融資租賃（中国）有限公司は、瑞穂融資租賃（中国）有限公司に商号を変更いたしました。
2. 2019年7月23日、PT. IBJ VERENA FINANCEは、PT. VERENA MULTI FINANCE Tbkと合併したため、重要な子会社から除いております。

## ② 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
エムジーリース株式会社	4,390,000,000 <sup>円</sup>	50.00 <sup>%</sup>	総合リース業
PLM Fleet, LLC	72,933,366 <sup>US\$</sup>	50.00 <sup>%</sup> (50.00)	冷凍冷蔵トレーラー リース・レンタル業
Krung Thai IBJ Leasing Co.,Ltd.	100,000,000 <sup>THB</sup>	49.00 <sup>%</sup>	総合リース業
PNB-Mizuho Leasing and Finance Corporation	1,000百万 <sup>PHP</sup>	25.00 <sup>%</sup>	総合リース業
Aircastle Limited	751,221 <sup>US\$</sup>	25.00 <sup>%</sup> (25.00)	航空機リース業

- (注) 1. エムジーリース株式会社は、2020年5月18日付でみずほ丸紅リース株式会社に商号を変更する予定です。  
 2. 2020年3月30日、当社の100%子会社であるMM WHEEL LLCは、PLM Fleet, LLCの持分の議決権の50%（出資額の比率）を取得いたしました。  
 3. 2020年3月3日、PNB-IBJ Leasing and Finance Corporationは、PNB-Mizuho Leasing and Finance Corporationに商号を変更いたしました。  
 4. 2020年3月27日、当社の100%子会社であるTDP 1 Limitedが議決権の50%を保有するMM Air Limitedは、Aircastle Limitedの議決権の50%を取得いたしました。この結果、当社は、Aircastle Limitedの議決権の25%を間接保有することとなりました。なお、Aircastle Limitedの資本金は、Common Stockの額を記載しております。また、Common StockとAdditional paid-in capitalを合計した払込資本の額はUS\$ 1,447百万です。  
 5. 「当社の議決権比率」欄の（ ）は子会社による間接所有の割合（内書き）です。

## (9) 企業集団の主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事業セグメント	事業内容
リース・割賦	産業工作機械、情報関連機器、輸送用機器等のリース業務（リース取引の満了・中途解約に伴う物件販売等を含む）及び生産設備、建設土木機械、商業用設備等の割賦販売業務
ファイナンス	企業金融、航空機ファイナンス、ファクタリング業務及び営業目的の収益を得るために所有する有価証券の運用業務等
その他	中古物件売買、太陽光売電業務等

(10) 主要な営業所 (2020年3月31日現在)

① 当 社

本 社 東京都港区虎ノ門一丁目2番6号

支店等 札幌支店、仙台支店、首都圏営業第二部（さいたま市）、新潟支店、富山支店、静岡支店、名古屋支店、京都支店、大阪営業部、神戸支店、広島支店、高松支店、福岡支店

② 子会社

みずほ東芝リース株式会社

本 社 (東京都港区)

第一リース株式会社

本 社 (東京都港区)

みずほオートリース株式会社

本 社 (東京都港区)

エムエル・エステート株式会社

本 社 (東京都港区)

瑞穂融資租賃 (中国) 有限公司

中 国 (上海市、広州市)

PT. VERENA MULTI FINANCE Tbk

インドネシア

IBJ Air Leasing Limited

バミューダ

IBJ Air Leasing (US) Corp.

米 国

③ 関連会社

エムジーリース株式会社

本社 (東京都千代田区)

Krung Thai IBJ Leasing Co.,Ltd.

タ イ

PLM Fleet, LLC

米 国

PNB-Mizuho Leasing and Finance Corporation

フィリピン

Aircastle Limited

バミューダ

## (11) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

## ① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,745名 (89名)	118名増 (6名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時使用人は ( ) 内に年間の平均人数を外数で記載しております。  
臨時使用人には、パートタイマーおよび派遣社員を含んでおります。

## ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
687名 (55名)	26名増 (4名増)	43.1歳	14年11ヵ月

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時使用人は ( ) 内に年間の平均人数を外数で記載しております。  
臨時使用人には、パートタイマーおよび派遣社員を含んでおります。

## (12) 企業集団の主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	168,567百万円
三井住友信託銀行株式会社	38,038
株式会社三井住友銀行	36,968
信金中央金庫	31,901
農林中央金庫	31,003

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- |                       |              |
|-----------------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数            | 140,000,000株 |
| ② 発行済株式 (自己株式を除く) の総数 | 49,003,197株  |
| ③ 株主数                 | 44,056名      |
| ④ 大株主 (上位10名)         |              |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	11,283,600 <sup>株</sup>	23.03 <sup>%</sup>
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	2,930,000	5.98
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,059,100	4.20
日産自動車株式会社退職給付信託口座 信託受託者 みずほ信託銀行株式会社 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	1,750,000	3.57
ユ ニ ゾ ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	1,546,000	3.15
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	1,251,700	2.55
D O W A ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	1,120,000	2.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,098,800	2.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・株式会社東芝退職給付信託口)	900,000	1.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	843,200	1.72

(注) 持株比率は、自己株式 (803株) を控除して計算しております。

なお、自己株式には、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT)」による取得分639,200株は含めておりません。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役および監査役の状況 (2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	本 山 博 史	
取締役副社長 (代表取締役)	津 原 周 作	社長補佐、CSR統括責任者
常務取締役	丸 山 伸 一 郎	CFO、経営企画部、主計部、財務部、IR担当 IBJ Air Leasing Limited 取締役 IBJ Air Leasing (US) Corp. 取締役
常務取締役	釜 田 英 彦	人事部、管理部担当
常務取締役	藤 木 靖 久	CCO、CRO、リスクマネジメント統括部、 コンプライアンス統括室、審査部、国際業務管理部担当
取 締 役	小 峰 隆 夫	大正大学地域創生学部教授 公益社団法人日本経済研究センター 理事 研究顧問
取 締 役	根 岸 修 史	積水化学工業株式会社相談役
取 締 役	萩 平 博 文	
取 締 役	鷺 谷 万 里	国際紙パルプ商事株式会社 社外取締役 株式会社MonotaRO 社外取締役
取 締 役	安 部 大 作	株式会社みずほフィナンシャルグループ 副会長執行役員
取 締 役	矢 部 延 弘	丸紅株式会社 代表取締役専務執行役員CFO
常 勤 監 査 役	宮 口 丈 人	
常 勤 監 査 役	船 木 信 克	
監 査 役	高 橋 真 一	西村あさひ法律事務所 弁護士
監 査 役	野 口 亨	資産管理サービス信託銀行株式会社 代表取締役副社長

- (注) 1. 取締役小峰隆夫氏、取締役根岸修史氏、取締役萩平博文氏、取締役鷺谷万里氏、取締役安部大作氏および取締役矢部延弘氏は、社外取締役です。
2. 常勤監査役宮口丈人氏、常勤監査役船木信克氏、監査役高橋真一氏および監査役野口亨氏は、社外監査役です。
3. 取締役小峰隆夫氏、取締役根岸修史氏、取締役萩平博文氏、取締役鷺谷万里氏ならびに常勤監査役宮口丈人氏、監査役高橋真一氏、監査役野口亨氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員です。
4. 取締役長津克司氏、取締役濱本真矢氏、取締役上田晃氏、取締役桐山正敏氏、取締役杉浦康之氏および監査役形山成朗氏は、2019年6月25日開催の第50回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
5. 取締役矢部延弘氏は、2020年3月31日付で当社取締役を辞任いたしました。

② 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役	16名	346百万円
監 査 役	5	58
合 計 (うち社外役員)	21 (13)	404 (105)

(注) 上記報酬等の総額とは別に、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託BBT」のもとで、社外取締役を除く取締役に対して700百万円を拠出しております。取締役の上記報酬等の総額に含まれる当事業年度に計上した株式給付引当金の繰入額は72百万円となっております。

③ 社外役員に関する事項

(イ) 他の法人等の社外役員、業務執行者の兼職状況ならびに当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	兼職先および兼職内容	兼職先との関係
取 締 役	小 峰 隆 夫	公益社団法人日本経済研究センター 理事 研究顧問	当社は公益社団法人日本経済研究センターとの間には取引関係はありません。
取 締 役	根 岸 修 史	積水化学工業株式会社 相談役	当社は積水化学工業株式会社との間には取引関係はありません。
取 締 役	鷲 谷 万 里	国際紙パルプ商事株式会社 社外取締役 株式会社MonotaRO 社外取締役	当社は国際紙パルプ商事株式会社との間には取引関係はありません。 当社は株式会社MonotaROとの間には取引関係はありません。
取 締 役	安 部 大 作	株式会社みずほ フィナンシャルグループ 副会長執行役員	当社はみずほフィナンシャルグループとの間にリース取引がありますが、その取引金額は双方の売上高の1%未満で特別な重要性はありません。
取 締 役	矢 部 延 弘	丸紅株式会社 代表取締役 専務執行役員CFO	当社は丸紅グループとの間にリース取引がありますが、その取引金額は双方の売上高の1%未満で特別な重要性はありません。
監 査 役	野 口 亨	資産管理サービス信託銀行株式会社 代表取締役副社長	当社は資産管理サービス信託銀行株式会社との間には取引関係はありません。

## (□) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	小峰隆夫	当事業年度開催の取締役会20回のうち18回に出席し、経済政策分野や専門学術分野における豊富な経験と幅広い見識を活かし、客観的な視点から発言を行っております。
取締役	根岸修史	2019年6月25日の取締役就任以来、当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、経済・産業分野における豊富な経験と幅広い見識を活かし、客観的な視点から発言を行っております。
取締役	萩平博文	2019年6月25日の取締役就任以来、当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、経済・産業・通商政策分野に携わった豊富な経験と幅広い見識を活かし、客観的な視点から発言を行っております。
取締役	鷲谷万里	2019年6月25日の取締役就任以来、当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、企業経営や情報分野における豊富な経験と幅広い見識を活かし、客観的な視点から発言を行っております。
取締役	安部大作	2019年6月25日の取締役就任以来、当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、金融機関における企業経営における豊富な経験と幅広い見識を活かし、客観的な視点から発言を行っております。
取締役	矢部延弘	2019年6月25日の取締役就任以来、当事業年度開催の取締役会16回のうち9回に出席し、総合商社の企業経営における豊富な経験と幅広い見識を活かし、客観的な視点から発言を行っております。
常勤監査役	宮口丈人	当事業年度開催の取締役会20回全てに、また、監査役会14回全てに出席し、金融機関における企業経営と海外業務等の豊富な経験と幅広い見識から有用な発言を行っており、取締役の職務執行を常に監査しております。
常勤監査役	船木信克	2019年6月25日の監査役就任以来、当事業年度開催の取締役会16回全てに、また、監査役会9回全てに出席し、金融機関における監査業務の豊富な経験と幅広い見識から有用な発言を行っており、取締役の職務執行を常に監査しております。
監査役	高橋真一	当事業年度開催の取締役会20回全てに、また、監査役会14回全てに出席し、弁護士としての豊富な経験と高い専門性を監査業務に生かす見地から発言を行っております。
監査役	野口亨	当事業年度開催の取締役会20回のうち18回に、また、監査役会14回全てに出席し、主に企業経営の豊富な経験と幅広い見識から発言を行っております。

#### (ハ) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役、社外監査役高橋真一氏および社外監査役野口亨氏との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称  
有限責任監査法人トーマツ
- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	88百万円
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	152百万円

- (注) 1. 会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額については実質的に区分できず、また、当社と会計監査人との監査契約でも区分をしていないことから、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの総額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
  3. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である国際会計税務に係る助言業務等についての対価を支払っております。
  4. 当社の重要な子会社のうち、瑞穂融資租賃（中国）有限公司、PT. VERENA MULTI FINANCE Tbk、IBJ Air Leasing LimitedおよびIBJ Air Leasing (US) Corp.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

#### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が適切に職務執行することに支障があると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

### ① 業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要は以下のとおりであります。

### 「内部統制システムの整備に関する基本方針」の策定について

当社は、業務の適正な執行を確保するための体制を整備し、これを有効かつ適切に運用していくことが、経営の重要な責務であると認識しております。

こうした認識に基づき、会社法第362条第4項第6号及び同条第5項並びに会社法施行規則第100条第1項及び同条第3項の規定に従って、以下のとおり「内部統制システムの整備に関する基本方針」（以下、「本方針」といいます。）を定めております。

また、今後とも、内外の環境変化に即し、内部統制システムとして一層適切なものとなるよう充実を図ってまいります。

### 「内部統制システムの整備に関する基本方針」

#### 1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び社員等が法令及び定款に適合し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な職務の執行を行うため、「コンプライアンス基本方針」を制定するとともに、「コンプライアンス統括責任者（CCO）」及び「コンプライアンス統括室」を設置して、コンプライアンス体制を整備する。

具体的には、以下の諸施策を講ずることにより、コンプライアンス体制の実効性を確保する。

- ① 「みずほリースグループの企業行動規範」を定めるとともに、具体的手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、遵守の徹底を図る。この「みずほリースグループの企業行動規範」には反社会的勢力の排除に向けた対応を規定する。
- ② 毎年「コンプライアンス・プログラム」を策定し、それに即した教育・研修等を通じて、コンプライアンス態勢の浸透を図る。
- ③ 社長直轄の業務監査部が、内部監査の実施を通じて、コンプライアンスの状況を調査・検証し、その報告に基づいて、所要の措置をとる仕組みを構ずる。
- ④ 社内通報制度として、コンプライアンス等に係る相談・報告窓口を設置するとともに、当該制度の実効性を確保するため、「内部通報者保護規程」を制定する。

また当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び企業の社会的責任（CSR）を十分に認識した経営の組織的・継続的取り組みを推進する。

## 2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役及び社員等の職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。）その他の重要な情報について、「情報管理基本方針」、「情報管理規程」、「文書管理規程」に基づき、保存年限を各別に定め、適切に保存しかつ管理する。

- ① 株主総会議事録と関連資料
- ② 取締役会議事録と関連資料
- ③ 取締役が主催するその他の重要な会議の議事の経過の記録又は指示事項と関連資料
- ④ 取締役を決裁者とする決裁書類及び付属書類

## 3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、全社的な視点からリスク管理を統括する「リスク管理統括責任者（CRO）」のもとで、経営に重大な影響を及ぼす虞のある様々なリスクについて、「リスク管理委員会」において状況把握及び評価・モニタリングを行う。

当社は、「リスク管理基本方針」を制定し、管理すべきリスクを定量リスク（フィナンシャルリスク）と定性リスク（オペレーショナルリスク）に分ける。定量リスクは、信用リスク・市場リスク・アセットリスク・事業リスクに区分し、定性リスクは、事務リスク、システムリスク、人的・災害等リスク、コンプライアンスリスク等に区分する。

- ① 信用リスクについては、取引先信用格付制度を基礎に、案件審査のほか、期中においても、厳格な資産査定を行い、所要の償却・引当を実施するなど、信用リスクを適切にコントロールするとともに、資産の健全性の確保に努める。
- ② 市場リスクについては、「PM・ALM委員会」において、市場の動向や資産・負債の対応状況等を総合的に判断のうえ、リスクを適切にコントロールする。
- ③ アセットリスク・事業リスクについては、各対象マーケット等の動向を定期的にモニタリングし、管理を行う。
- ④ 事務リスクについては、ISO9001の認証を継続するとともに、「品質マニュアル」を定め、事務の正確性、迅速性等の事務品質の維持・向上に努める。
- ⑤ ITシステム等に係るリスクについては、「情報管理基本方針」、「情報管理規程」、「ITシステムセキュリティ管理規程」、「ITシステム運用及び利用管理規程」等を定め、適切な対応を行うことで

その信頼性・安全性を確保する。また、障害時においては、「ITシステム等の障害時における事務対策規程」に基づき、適切な対応を行う。

- ⑥ 人的・災害等に係るリスクについては、「災害・緊急対策規程」等を定め、当社グループにおける人命の安全と事業の継続を確保するための体制を整備するとともに、非常事態発生時には迅速かつ適切に対応する。
- ⑦ コンプライアンスリスクについては、「コンプライアンス基本方針」等の定めにより、コンプライアンス体制の整備・強化を継続する。
- ⑧ その他のリスクについては、「リスク管理基本方針」等の定めに基づいて、適切に状況把握及び対応を行う。

#### 4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の遂行を効率化するため、監督（取締役会）と執行（経営会議等）の役割を明確化する。

取締役会の役割について、重心を監督機能と戦略的議論を行う場とする。執行については、執行役員制度を採用し、各々の業務執行においては、決裁者を定め責任の明確化を図る。また、決裁者の判断支援と相互牽制を確保するため、経営会議・各政策委員会を設置し、その運営により、迅速で適切な組織的意思決定を行える体制を確保する。

#### 5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するため、「グループ会社経営管理規程」を制定する。各グループ会社の機能毎の指導・支援・管理は、当社の機能部門が各グループ会社の同一機能部門と連携して行い、経営企画部を責任部門として、適切な統括管理を実施する。

当社の主要なグループ会社については、「本方針」に従い、各社の「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定め、これを遵守させるものとする。

主要なグループ会社に対しては、当社業務監査部が定期的に内部監査を実施するほか、当社監査役の求めにより、当社及び主要なグループ会社の監査役連絡会（グループ監査役連絡会）に対する必要な情報の提供等を通じて、当社グループの業務の適正を確保する。

#### 6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の求めにより、監査役の職務を補助する適切な人材を配置する。

## 7. 前号の使用人の当社の取締役からの独立性及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する社員等について、職務執行の適切性を確保するため、その人事考課、異動等は監査役の意見を徴し、これを尊重する。

## 8. 取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

当社は、監査役の職務の適切な執行のため、定期的開催される取締役会等の重要な会議において随時業務の執行状況及び結果について報告を行うほか、当社及びグループ会社の取締役が主催するその他の重要な会議については、議事の経過及び結果を適宜報告する。

社内通報制度として、監査役へのホットラインを設置する。

監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。

## 9. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役の職務の適切な執行のため、監査役と業務監査部等との関係が適切に行えるよう協力する。また、監査役と主要なグループ会社の取締役等との意思疎通、情報交換が適切に行えるよう協力する。

当社は、監査役の職務の執行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、法律事務所、監査法人等の外部専門家との関係を図れる環境を整備する。

監査役は、取締役と監査実施状況についての意思疎通を図るため、定期的な会合を設ける。

## 10. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項

当社は、監査役の職務の執行について生ずる必要な費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務について、監査役の請求等に従い処理を行う。

### ② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当年度における当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### 「内部統制システムの整備に関する基本方針」の運用状況について

当社は「内部統制システム整備に関する基本方針」のもとで、内部統制を適切に運用しております。

## 1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス関連の各種テーマによる研修を実施するとともに、部店でのコンプライアンス

チェックに加え、社長直轄の業務監査部がコンプライアンスの状況に関する内部監査を実施し、結果を取締役会へ報告（半期毎）しております。

また、「内部通報窓口」についても、通報者等の保護を定めた「内部通報者保護規程」と合わせ、コンプライアンス研修を通じて周知徹底を図っております。

## 2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録及び取締役会議事録等を適切に保存・管理しております。

## 3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的な視点からリスク管理を統括する「リスク管理統括責任者（CRO）」を設置しております。

リスクを評価・モニタリングするための組織として「リスク管理委員会」を開催しております。また、「総合リスク管理規程」に基づき、定量・定性各リスクについて、各リスクの特性に応じた管理を行っております。

「信用リスク」については取引先信用格付（四半期毎）・資産査定（半期毎）等を実施しております。「市場リスク」については「PM・ALM委員会」（月次）を開催してモニタリングしております。「価格変動リスク」については不動産価格変動リスクの計量（月次）等、各マーケットの動向をモニタリングしております。なお、これらのリスク全体について、取締役会へ報告（月次）しております。

事務リスクについては、ISO認証や「品質マニュアル」等により事務品質の正確性・迅速性の維持に努めました。ITシステム等のリスクについては、「ITシステム・事務委員会」を開催しております。また、「情報管理規程」に基づき情報セキュリティレベルを高めつつ、事務の高度化・効率化等に対応するシステム整備を行いました。人的・災害等リスク関連では、非常時に備え、当社及びグループ会社の社員等向けに安否確認メール訓練及び避難訓練を行いました。

## 4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

監督（取締役会〔社外取締役4名を東京証券取引所に独立役員として届出〕）と執行（経営会議等）の役割を明確化するとともに、執行役員制度のもと、経営会議や各政策委員会を設置し、迅速で適切な組織的意思決定を可能にする体制を整備し、運営を行っております。

## 5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「グループ会社経営管理規程」等に従い、当社による事前承認、当社への報告など、グループ会社を適切に統括管理しております。

各グループ会社の機能毎の指導・支援・管理は、当社の各機能部門が各グループ会社の同一機能部門

と連携して行い、経営企画部を責任部門として、適切な統括管理を実施しております。

また、主要なグループ会社においては、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を策定し、各社の状況に応じて運用しております。

さらに、当社業務監査部が主なグループ会社の監査を実施するとともに、監査役によるグループ監査役連絡会を適宜開催しております。

- 6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**  
監査役会の運営については、当社関係部署が適切に対応しております。

- 7. 前号の使用人の当社の取締役からの独立性及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

上記6記載のとおりであります。

- 8. 取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制**  
取締役会等にて重要な業務執行を報告するとともに、当社及びグループ会社におけるその他重要な会議の資料等を監査役へ回付しております。

また、当社及びグループ会社において「内部通報者保護規程」を整備し、通報者等の保護を図っております。

- 9. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役と業務監査部とで定期的に会合を実施し、監査役と主要グループ会社社長とで面談を適宜実施するとともに、グループ監査役連絡会（上記5記載のとおり）を適宜開催しております。

また、必要に応じ外部専門家へ相談等を実施するとともに、会計監査人と定期的に会合（月次）を実施しております。

さらに、監査役と取締役との会合を適宜実施しております。

- 10. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項**

監査役の職務の執行に関する費用等については、必要に応じて適切に処理しております。

# 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,947,272</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,314,123</b>
現金及び預金	22,789	支払手形及び買掛金	49,318
受取手形及び売掛金	886	短期借入金	256,732
割賦債権	141,812	一年内返済予定の長期借入金	185,358
リース債権及びリース投資資産	1,082,088	コマーシャル・ペーパー	669,100
営業貸付金	271,323	債権流動化に伴う支払債務	105,242
その他の営業貸付債権	129,676	リース債務	8,772
営業投資有価証券	221,866	未払法人税等	4,098
賃貸料等未収金	6,560	割賦未実現利益	2,097
その他	72,019	賞与引当金	1,018
貸倒引当金	△1,752	役員賞与引当金	94
		役員株式給付引当金	56
		債務保証損失引当金	15
		その他	32,218
<b>固 定 資 産</b>	<b>401,143</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>838,512</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>249,646</b>	社 債	135,332
賃貸資産	246,190	長期借入金	622,890
賃貸資産	245,533	債権流動化に伴う長期支払債務	25,979
賃貸資産前渡金	656	役員株式給付引当金	211
社用資産	3,455	退職給付に係る負債	2,655
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>6,363</b>	受取保証金	31,296
賃貸資産	101	その他	20,147
賃貸資産	101	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,152,635</b>
その他の無形固定資産	6,261	<b>純 資 産 の 部</b>	
のれん	63	<b>株 主 資 本</b>	<b>179,863</b>
ソフトウェア	5,801	資 本 金	26,088
その他	396	資 本 剰 余 金	23,941
<b>投資その他の資産</b>	<b>145,134</b>	利 益 剰 余 金	131,579
投資有価証券	119,131	自 己 株 式	△1,745
破産更生債権等	5,448	その他の包括利益累計額	5,323
繰延税金資産	2,609	その他有価証券評価差額金	7,430
その他	18,431	繰延ヘッジ損益	△1,060
貸倒引当金	△487	為替換算調整勘定	△1,005
<b>資 産 合 計</b>	<b>2,348,416</b>	退職給付に係る調整累計額	△41
		<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>10,594</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>195,780</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>2,348,416</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(自 2019年4月1日)  
(至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		539,241
売上原価		488,722
売上総利益		<b>50,519</b>
販売費及び一般管理費		24,243
営業利益		<b>26,275</b>
営業外収益		
受取利息	47	
受取配当金	463	
持分法による投資利益	816	
投資収益	17	
その他	163	1,508
営業外費用		
支払利息	700	
社債発行費	268	
その他	99	1,069
経常利益		<b>26,714</b>
特別利益		
投資有価証券売却益	481	481
特別損失		
投資有価証券評価損	336	
減損損失	322	658
税金等調整前当期純利益		<b>26,538</b>
法人税、住民税及び事業税	8,506	
法人税等調整額	△55	8,450
当期純利益		18,087
非支配株主に帰属する当期純利益		574
親会社株主に帰属する当期純利益		<b>17,512</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日  
至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年4月1日残高	26,088	23,941	118,219	△400	167,848
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	△3,920	-	△3,920
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	17,512	-	17,512
自己株式の取得	-	-	-	△1,483	△1,483
自己株式の処分	-	-	-	137	137
連結範囲の変動	-	-	△232	-	△232
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	13,360	△1,345	12,014
2020年3月31日残高	26,088	23,941	131,579	△1,745	179,863

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
2019年4月1日残高	6,755	△502	△577	109	5,784	8,526	182,159
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	△3,920
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	-	-	-	17,512
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	△1,483
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	137
連結範囲の変動	-	-	-	-	-	-	△232
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	675	△557	△428	△151	△461	2,067	1,605
連結会計年度中の変動額合計	675	△557	△428	△151	△461	2,067	13,620
2020年3月31日残高	7,430	△1,060	△1,005	△41	5,323	10,594	195,780

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		金額	負債の部		金額
科目	目		科目	目	
<b>流動資産</b>		<b>1,575,599</b>	<b>流動負債</b>		<b>1,045,794</b>
現金及び預金		9,591	支払掛手形		5,951
受取手形		12	買掛金		31,735
割引手形		118,384	短期借入金		179,676
リース債権		101,977	一年内返済予定の長期借入金		150,448
リース投資資産		522,447	コマースャル・ペーパー		550,000
営業貸付債権		277,144	債権流動化に伴う支払債務		105,242
その他の営業貸付債権		85,573	リース債権		5,124
営業投資有価証券		218,537	未払費用		1,645
貸料等未収入金		1,824	未払法人税等		1,037
前払費用		16,600	未払賃料等		704
前払収収		588	預り金		7,121
関係会社短期貸付金		1,365	前受金		1,408
その他の引当金		191,910	受取利益		40
		30,822	割賦未実現利益		296
		△1,182	賞与引当金		666
			役員給付引当金		83
			役員株式損失引当金		56
			役員保証の損失引当金		15
			その他		4,540
<b>固定資産</b>		<b>340,875</b>	<b>固定負債</b>		<b>722,739</b>
<b>有形固定資産</b>		<b>19,914</b>	社長期借入金		135,332
貸付資産		16,749	債権流動化に伴う長期支払債務		538,857
賃貸資産		16,749	リース債権		25,979
社用資産		3,164	リース債権		205
建物及び構築物		1,236	退職給付引当金		299
器具備		322	役員株式給付引当金		211
土地		1,322	受取保証の金		20,303
リース賃借資産		284	その他		1,551
<b>無形固定資産</b>		<b>4,140</b>	<b>負債合計</b>		<b>1,768,534</b>
貸付資産		101			
賃貸資産		101			
その他の無形固定資産		4,038			
ソフトウェア		3,644			
電話加入権		17			
その他の		377			
<b>投資その他の資産</b>		<b>316,820</b>	<b>純資産の部</b>		
投資有価証券		19,928	<b>株主資本</b>		<b>142,017</b>
関係会社株式		139,482	資本金		26,088
その他の関係会社有価証券		2,420	資本剰余金		24,300
関係会社出資金		2,739	資本準備金		24,008
関係会社長期貸付金		144,568	その他資本剰余金		291
破産更生債権等		3,476	利益剰余金		93,374
長期前払費用		416	その他利益剰余金		93,374
繰延税金資産		301	別途積立金		68,000
その他の		3,581	繰越利益剰余金		25,374
貸倒引当金		△95	自己株式		△1,745
<b>資産合計</b>		<b>1,916,474</b>	評価・換算差額等		5,922
			その他有価証券評価差額金		7,240
			繰延ヘッジ損益		△1,317
			<b>純資産合計</b>		<b>147,940</b>
			<b>負債・純資産合計</b>		<b>1,916,474</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(自 2019年4月1日)  
(至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高	194,334	
リ ー ス 売 上 高	8,843	
割 賦 売 上 高	7,944	
フ ァ イ ナ ン ス 収 益	11,290	222,413
そ の 他 の 売 上 高		
売 上 原 価	181,768	
リ ー ス 原 価	7,450	
割 賦 原 価	6,202	
資 金 原 価	811	196,232
そ の 他 の 売 上 原 価		
売 上 総 利 益		26,180
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		15,956
営 業 外 収 益		10,224
受 取 利 息	1,482	
受 取 配 当 金	1,650	
業 務 受 託 手 数 料	251	
そ の 他	270	3,655
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	809	
社 債 発 行 費	268	
そ の 他	41	1,119
経 常 利 益		12,759
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	455	455
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	323	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	13	336
税 引 前 当 期 純 利 益		12,878
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,918	
法 人 税 等 調 整 額	104	4,022
当 期 純 利 益		8,856

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日)  
(至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益剰余金 別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
2019年4月1日残高	26,088	24,008	291	24,300	63,000	25,438	88,438	△400	138,426
事業年度中の変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△3,920	△3,920	-	△3,920
別途積立金の積立	-	-	-	-	5,000	△5,000	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	-	8,856	8,856	-	8,856
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	△1,483	△1,483
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	-	137	137
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	5,000	△63	4,936	△1,345	3,591
2020年3月31日残高	26,088	24,008	291	24,300	68,000	25,374	93,374	△1,745	142,017

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
2019年4月1日残高	6,587	△546	6,040	144,467
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	-	-	-	△3,920
別途積立金の積立	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	8,856
自己株式の取得	-	-	-	△1,483
自己株式の処分	-	-	-	137
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	653	△771	△118	△118
事業年度中の変動額合計	653	△771	△118	3,473
2020年3月31日残高	7,240	△1,317	5,922	147,940

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

メモ

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

みずほリース株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 青木 裕 晃 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 野根 俊 和 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、みずほリース株式会社（旧社名 興銀リース株式会社）の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほリース株式会社（旧社名 興銀リース株式会社）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重

要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

みずほリース株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 青木 裕 晃 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 野根 俊 和 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、みずほリース株式会社（旧社名 興銀リース株式会社）の2019年4月1日から2020年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築・運用の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月13日

みずほリース株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	宮	□	丈	人	Ⓔ
常勤監査役（社外監査役）	船	木	信	克	Ⓔ
監査役（社外監査役）	高	橋	真	一	Ⓔ
監査役（社外監査役）	野	□		亨	Ⓔ

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元については、収益力の向上を図りつつ業績に応じた配当を実施することを基本方針としております。また、同時に、株主資本の厚みも企業価値を向上させるうえで重要な要素であると考え、株主の皆様への利益還元と株主資本充実のバランスにも十分意を用いて対応しております。

内部留保資金につきましては、今後の成長原資として有効に活用し事業基盤の更なる拡充を図り、中長期的なROEの向上を目指してまいります。

以上の方針に従い、第51期の期末配当およびその他の剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき42円といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は、2,058,134,274円となります。

なお、中間配当金として40円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、前期に比べ4円増配の1株当たり82円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月25日といたしたいと存じます。

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

① 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 2,000,000,000円

② 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

取締役会の運営について、柔軟な対応を可能とするため、現行定款第24条（取締役会の招集権者および議長）の変更をお願いしたいと存じます。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第24条（取締役会の招集権者および議長）            取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役会長に欠員または事故があるときは、<u>取締役社長</u>が、<u>取締役社長</u>に事故があるときは、<u>取締役会</u>においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第24条（取締役会の招集権者および議長）            取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会</u>においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 前項に従い定めた<u>取締役</u>に事故があるときは、<u>取締役会</u>においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>

### 第3号議案 取締役2名選任の件

取締役本山博史氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、取締役矢部延弘氏は、2020年3月31日付で辞任しております。

つきましては、取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	<p>みやぐち たけひと 宮 口 丈 人 (1956年4月9日生)</p> <p>新任</p> <p>社外</p> <p>独立</p>	<p>2005年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行 北京支店長</p> <p>2007年 6月 同行 執行役員 みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 副董事長兼行長</p> <p>2012年 6月 同行 理事 みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 董事長</p> <p>2015年10月 みずほ総合研究所株式会社 顧問 みずほ銀行（中国）有限公司 顧問</p> <p>2017年 6月 当社 常勤監査役（社外監査役）（現任）</p>	600株
<p>&lt;社外取締役候補者とした理由&gt;</p> <p>宮口丈人氏は、2017年6月から当社監査役として取締役の職務執行状況を監督、また、みずほ銀行中国拠点責任者として多様性を踏まえたマネジメント経験を有するとともに、当社業務並びに取締役会運営への深い知見と内部統制に関する高い問題意識を有しております。当社の経営監督機能の強化、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に貢献していただくことを期待し、社外取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	<p>かわむら はじめ 河村 肇 (1958年11月11日生)</p> <p>新任</p> <p>社外</p>	<p>1981年 4月 丸紅株式会社 入社 2012年 4月 同社 執行役員 プラント・産業機械部門長代行 2013年 4月 同社 執行役員 プラント・産業機械部門長 2014年 4月 同社 執行役員 プラント部門長 2016年 4月 同社 常務執行役員 プラント本部長 2018年 4月 同社 常務執行役員 米州統括、北中米支配人、丸紅米国会社社長・CEO 2019年 4月 同社 専務執行役員 社会産業・金融グループCEO (現任)</p> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt; 丸紅株式会社 専務執行役員 社会産業・金融グループCEO</p> <p>&lt;社外取締役候補者とした理由&gt; 河村肇氏は、総合商社における業務全般にわたる深い知見を有しており、2016年4月からは丸紅株式会社のトップマネジメントとして企業経営の経験や見識も豊富です。みずほ丸紅リース株式会社（旧社名：エムジーリース株式会社）を含めた丸紅グループとの連携強化と、当社のプレゼンス向上のための幅広い助言や、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に貢献していただくことを期待し、社外取締役候補者いたしました。</p>	-

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者宮口丈人氏および河村肇氏は、社外取締役候補者です。
3. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりです。
- (1) 宮口丈人氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員の候補者です。
- (2) 責任限定特約の内容と概要  
宮口丈人氏および河村肇氏の選任が承認された場合は、当社は両氏との間で、会社法423条第1項の損害賠償責任を法令に定める限度まで限定する趣旨の責任限定契約を締結する予定です。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役宮口丈人氏は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、監査役候補者山田達也氏は、監査役宮口丈人氏の補欠として選任されるものではなく、その任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
やま だ たつ や <b>山田達也</b> (1960年2月20日生) 新任 社外 独立	2010年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ 執行役員主計部長 2012年4月 みずほ証券株式会社 常務執行役員 財務・主計グループ長 2014年6月 同社 常務執行役員 IT・システムグループグループ長 2018年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ 常務執行役員 財務・主計グループ副担当役員、IT・システムグループ副担当役員 みずほ証券株式会社 専務取締役 (代表取締役) 兼専務執行役員 財務・主計グループ長、IT・システムグループ長 2019年4月 株式会社日本投資環境研究所 代表取締役社長 2020年3月 同社 退任	—
<社外監査役候補者とした理由> 山田達也氏は、金融機関における豊富な主計・財務・IT業務経験に基づく高い見識を有していることに加え、事業会社でのトップマネジメント経験を有しており、資本市場に対する知識も豊富です。これらの見識、経験等を、当社の取扱商品の高度化、専門化の進展に対応して監査業務に活かして頂くとともに、コーポレートガバナンスの水準の維持・向上に貢献いただくことを期待し、社外監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 監査役候補者山田達也氏と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 監査役候補者山田達也氏は、社外監査役候補者です。  
 3. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりです。  
 山田達也氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員の候補者です。

## 第5号議案 取締役の報酬等の額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2019年6月25日開催の第50回定時株主総会において「年額500百万円以内」（うち社外取締役80百万円以内）として決議いただき現在に至っております。

今般、第3号議案に記載のとおり、経営体制の強化をはかるため社外取締役2名の増員を提案させていただいております。

つきましては、社外取締役を取り巻く環境の変化に対応できるよう、取締役の報酬等の総額「年額500百万円以内」は変更せずに社外取締役分の報酬等の額のみを増額し、年額80百万円以内から年額150百万円以内に改定させていただきたいと存じます。

また、現在の取締役は10名（うち社外取締役5名）ですが、第3号議案が承認可決されますと取締役は11名（うち社外取締役7名）となります。

以上

## インターネットによる議決権行使のご案内

### 1. 「スマート行使」による方法

- (1) 同封の議決権行使書用紙右片に記載のQRコード<sup>\*1</sup>をスマートフォン等<sup>\*2</sup>でお読み取りいただき、当社指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスしていただいた上で画面の案内に従って賛否をご入力ください（議決権行使コード（ID）およびパスワードのご入力は不要です）。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使は1回に限らせていただきます。議決権行使後に賛否を修正される場合は、下記2.の方法により再度ご行使いただく必要があります。

### 2. 議決権行使コード（ID）・パスワード入力による方法

- (1) 当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙右片の裏面に記載の議決権行使コード（ID）およびパスワードにてログインの上、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) 議決権行使コード（ID）およびパスワード（株主様に変更されたものを含みます）は株主総会の都度、新たに発行いたします。
- (3) パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。パスワードを当社よりおたずねすることはありません。
- (4) パスワードは一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合、画面の案内に従ってお手続きください。

### 3. ご注意

- (1) 議決権の行使期限は2020年6月23日（火曜日）午後5時20分となっております。行使期限内に当社に到着したものが有効となりますので、お早めにご行使いただきますようお願いいたします。
- (2) 議決権を議決権行使書面とインターネットの双方でご行使いただいた場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回ご行使いただいた場合は、最後にご行使いただいたものを有効とします。
- (3) インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。
- (4) インターネットによる議決権行使の各方法は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

#### 4. お問い合わせ先について

ご不明の点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

【「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先】

フリーダイヤル **0120-768-524**（平日 9：00～21：00）

【上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先】

フリーダイヤル **0120-288-324**（平日 9：00～17：00）

※1. 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※2. QRコードを読み取れるアプリケーション（または機能）が導入されていることが必要です。

以 上

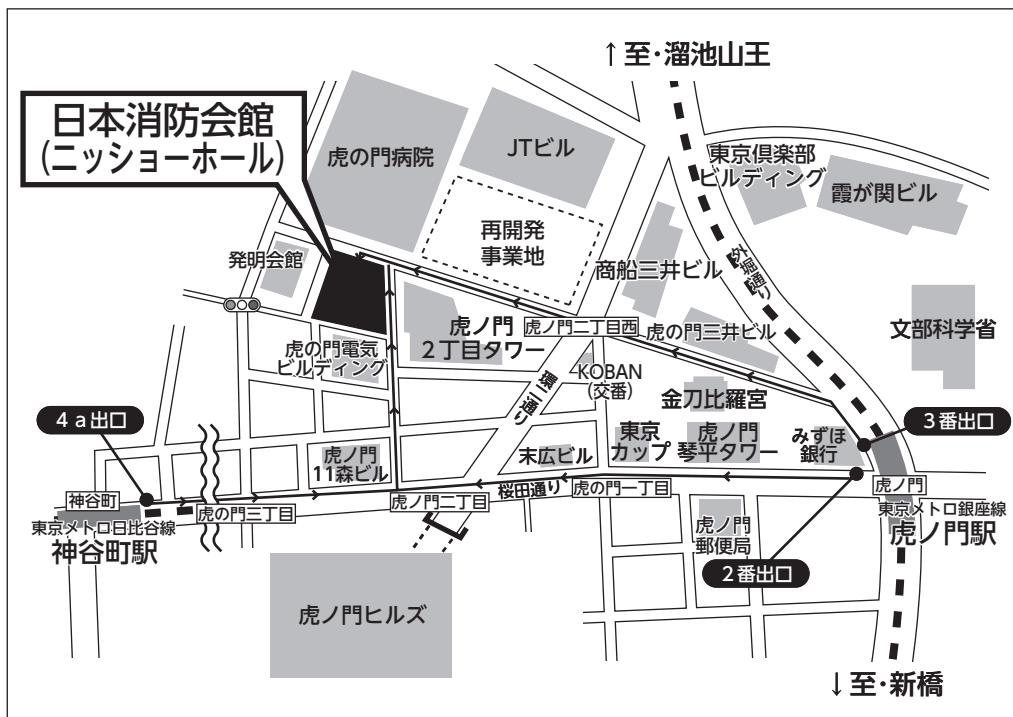
（ご参考）

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

お土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## 株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区虎ノ門二丁目9番16号  
日本消防会館 2階 ニッショーホール  
電話 (03) 3503-1486



地下鉄 銀座線 虎ノ門駅下車 2番・3番出口徒歩5分

日比谷線 神谷町駅下車 4a出口徒歩10分

お願い：駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場は  
ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

